

財務省告示第四百四十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十四年度の初日から平成十五年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十五年三月三十一日

財務大臣 塩川 正十郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十四年度の初日から平成十五年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	一・二トン
四	三四、一三七トン
五	一、五二トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
二七二トン	五七三トン	一一、五三六トン	九八、八七七トン	二八、八八二トン	八二トン	四七一、三三四トン	一、三九六、八九一トン	四、七九三、七一三トン	九三、二八七トン	六、五九八トン	六、五トン	三三、九九七トン	二トン	トン	一八トン

二九	一、七六八トン
二八	三九 トン
二七	一四、九八七トン
二六	三、一三八トン
二五	トン
二四	四・八六トン
二三	七、五七四トン
二三	二一九トン
二二	三六、六九 トン